

議員提出議案第五号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年十月九日

提出者

杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
中村	北	川原口	大槻	島田	横山	青木	岩田	小野	藤原	小川	はなし	渡辺	藤本
康弘	明範	宏之	城一	敏光	えみ	さちえ	いくま	清人	淳一	宗次郎	俊郎	富士雄	なおや

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

鈴木	増田	安齊	山田	田代	河津	大熊	井口	富本	河野	小泉	今井	吉田	松浦	関	大泉	伊田	斉藤
信男	裕一	あきら	なおこ	さとし	利恵子	昌巳	かづ子	卓	庄次郎	やすお	譲	あい	芳子	昌央	時男	としゆき	常男

杉並区議会議長

富

本

卓

様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

けし ば	松 尾	堀 部	北 島	市 橋	小 松	い が ら し	太 田	す ぐ ろ	奥 山	原 田	く す や ま	小 倉	原 口
誠 一	ゆ り	や す し	邦 彦	綾 子	久 子	ち よ	哲 二	奈 緒	た え こ	あ き ら	美 紀	順 子	昭 人

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに議員」の下に「（以下「議長等」という。）」を加える。

第三条中「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員報酬は、議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで、それぞれ支給する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（日割りによる議員報酬の支給方法）

第四条 議長等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。

（議員報酬の重複支給の禁止）

第五条 議長等が次の各号のいずれかに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支給しない。

一 職に異動があつたとき。

二 同一の職又は二以上の職を同時に有するとき。

第七条第一項中「議員（議長、副議長、委員長及び副委員長を含む。）」を「議長等」

に改める。

第八条第一項及び第三項中「議長、副議長、委員長、副委員長及び議員」を「議長等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（提案理由）

月の中途において就職し、又は離職した場合の議員報酬の支給方法を改める必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(議員報酬)</p> <p>第二条 議会の議長、副議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長並びに議員(以下「議長等」という。)の議員報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第三条 議員報酬は、議長及び副議長にあつてはその選挙された日から、委員長及び副委員長にあつてはその選任された日から、議員にあつてはその職に就いた日から、それぞれ支給する。</p> <p>2 議員報酬は、議長等が、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第二条 議会の議長、副議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長並びに議員の議員報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第三条 議員報酬は、議長及び副議長にあつてはその選挙された当月分から、委員長及び副委員長にあつてはその選任された当月分から、議員にあつてはその職に就いた当月分から、それぞれ支給する。</p>

職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで、それぞれ支給する。

(日割りによる議員報酬の支給方法)

第四条 議長等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月分の議員報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。

(議員報酬の重複支給の禁止)

第五条 議長等が次の各号のいずれかに該当するときの議員報酬は、その額が同じときはその額を、その額に差があるときはその多い方の額を支給するものとし、重複して支給しない。

- 一 職に異動があつたとき。
- 二 同一の職又は二以上の職を同時に有するとき。

(退職等の場合の議員報酬の支給方法)

第四条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。

(再就職した議員に対する議員報酬の支給方法)

第五条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が、議員の職を離れた場合において、その月に再び議員に就職したときの当月分の議員報酬は、前二条の規定にかかわらず、離職の時の職に従い、第二条に定める額の一月分を支給する。ただし、再就職した議員がその月に議長若しくは副議長に選挙され、又は委員長若しくは副委員長に

(費用弁償)

第七条 議長等

が公務のため杉並区の区  
域外に旅行したときは、その旅行について  
費用弁償として旅費を支給する。

2 及び 3 略

(期末手当)

第八条 議長等

選任された場合の当月分の議員報酬は、そ  
れぞれその最も高い額によりこれを支給す  
る。

2 | 議長、副議長、委員長及び副委員長の職  
にある者が辞職等によりその職を離れた  
後、その月に再び議長若しくは副議長に選  
挙され、又は委員長若しくは副委員長に選  
任された場合の当月分の議員報酬は、前二  
条の規定にかかわらず、その額の同じとき  
はその額を、その額に差のあるものについ  
てはその額の多きによりこれを支給する。

(費用弁償)

第七条 議員(議長、副議長、委員長及び副

委員長を含む。)が公務のため杉並区の区  
域外に旅行したときは、その旅行について  
費用弁償として旅費を支給する。

2 及び 3 略

(期末手当)

第八条 議長、副議長、委員長、副委員長及



で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 議長等

が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したときは、引き続き議員として在職したものとみなす。

4 略

び議員で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対しては、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡した者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 略

3 議長、副議長、委員長、副委員長及び議

員が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したときは、引き続き議員として在職したものとみなす。

4 略